

報告第 1 号

平成 28 年度の事業計画

遠洋トロール漁業等をはじめ、我が国漁船漁業を取り巻く環境は、水産物価格の上昇や燃油価格の下落など明るい兆しもあるが、引き続き米欧の過激な環境団体による漁業への干渉増大が懸念される。また、TPP の合意など、遠洋漁船漁業を取り巻く国内外の環境は、平成 28 年度（2016 年）も依然として激動かつ非常に厳しい展開が予想される。しかし、安全・安心な水産物を安定的に供給する生産手段である漁船漁業の重要性に疑問の余地はない。かかる情勢を踏まえ、引き続き遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、次の点に積極的に取り組む。

第一は、遠洋トロール漁業など漁船漁業の新たな将来ビジョンの構築である。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の 200 海里内水域での操業機会の確保の重要性が高まっている。外国の 200 海里内での操業機会確保には、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要であり、会員各位および関係団体と歩調を合わせ、着実に前進を図る。また、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のため、漁船の船籍サスペンド制度の実現など、必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組む。

第二は、既存及び新規国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題など資源管理が一段と強化される宿命にある。既存及び新規の国際条約水域での安定的な操業機会の維持・確保のため、毎年開催される年次会議や作業部会等については、官民一体となって、積極的に参加し、水産資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務める。

第三は、新規漁場開発・新魚種開発である。平成 28 年（2016 年）が最終年度となる「がんばる漁業支援事業」による SIOFA（南インド洋）水域での新規漁場開発と同海域での未利用魚種の開発調査操業について、引き続き積極的に取り組む。長年中断していた NAFO（北西大西洋漁業機構）水域への漁場復帰が 2016 年に実現するが、当該漁場の安定・維持に努めるとともに、他の遠洋トロール漁場の確保にも努める。

第四は、遠洋トロール漁船等で漁獲物の市場拡大である。遠洋底引網漁業等で漁獲するクサカリツボダイ、キンメダイなど我が国市場に定着しているもの

もあるが、未だに市場から十分な評価を得ていない漁獲物も多く、市場開拓に取り組む。また、政府の水産物輸出振興策の下においても遠洋漁船の漁獲物の外地からの輸出については多くの制約（衛生証明要件等）が残されており、関係団体とも歩調を合わせ、これらの規制緩和にも積極的に取り組む。

1. 国際対策事業

北方水域関係

(1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

2015年7月19日に正式に発効したNPFCでは、今年から具体的な資源保存管理措置や漁業管理措置の議論が行われる。当協会会員の漁業にとり、最重要資源の一つである天皇海山のクサカリツボダイ、キンメダイの資源管理措置や脆弱な海洋生態系（VME）の保護議論において、当協会会員の操業に致命的な影響を与えないよう2016年4月の科学委員会をはじめ年次会合に参加するとともにわが国政府（水産庁、水産研究センター等）や関係国にも働きかけていく。

(2) ベーリング公海条約

一昨年来、年次会合でわが国が提起しているベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）決定手続きの見直しについて議論が深まるよう、関係者の取組を支援する。

南方水域関係

(1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

①当該漁場では2016年4月から当協会会員である加藤漁業（株）が操業を開始するが、今後とも日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要な漁獲枠の確保に努め、科学理事会、年次会合など、NAFO関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。また、さらなる日本漁船の円滑な操業が継続できるよう、カナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

②また、2017年に実施されるカラスガレイの資源管理計画評価（Management Strategy Evaluation）作業に向けて研究者の派遣を含め関係国業界と作業支援の調整を進める。

(2) CCAMLR（南極生物保存条約）

2015/2016年CCAMLR漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年より238トン少ない4,135トンとなった。漁期前半は海氷の影響で大陸棚縁辺での操業が行えなかったが、引き続き安定操業のため新たな代替漁区の可能性を含めた操業条件の改善を追求する。このため引き続き関係機関、関係者の支

援を得て新漁区及び必要な漁獲枠の維持確保に努めていくと共に CCAMLR 関連会合に向けて協会職員の派遣を行う。

(3) ニュージーランド水域

NZ は 2016 年 5 月 1 日以降、同国 EEZ 水域で操業する漁船は全て NZ 船籍としなければならないとする法律を制定したことにより当協会会員であった金井漁業(株)は第八十七富丸を売船し、同船は NZ へ転籍した。しかしながら、今後 NZ 水域における短期転籍による操業の可能性を追求するため、他団体と協力して短期転籍制度構築(船籍サスペンド等)の実現に向けて関係機関への働きかけを行う。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

2016 年 12 月に南アで開催される SEAFO 年次会議に必要なに応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁業の操業機会の維持、確保に努める。

(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及び SIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①2016 年 3 月に開催された SIOFA 第 1 回科学委員会を踏まえ、7 月には第 3 回年次会合がレユニオンで開催される。第 3 回年次会合では、第 2 回年次会合で暫定合意された底刺し網漁業の使用禁止勧告、トロール漁業の漁獲努力量抑制が引き続き重要な課題となる。我が国漁業にとって不利にならないよう関係省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFA は、SIOFA 海域で操業する漁業者が設立した国際漁業者団体であるが、当協会会員企業も会員となっており、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつ SIOFA や環境保護団体等への対応を図るように努める。

(6) その他の水域

上記以外の関係諸国との合弁企業による事業については、前年に引き続き相手国の政府関係者、業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等には、既存遠洋底魚漁業の維持発展、新規事業・漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

③遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自

由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携して ICFA（国際水産連合）、FAO 等への働きかけや関係会員を中心に必要に応じて遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

④過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力して FAO（国連食糧農業機関）、国連等への働きかけを行う。特に、2016年10月に予定される国連総会における公海深海漁業に関する決議の見直しが予定されており、この決議見直し如何によっては将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

II. 国内対策事業

(1) 2014年8月から実施している第五十一開洋丸を用いた「がんばる漁業復興支援事業」の事業実施主体として補助事業の最終年度である2016年も、引き続き新漁場・新資源開発に取り組むとともに、市場開拓をはじめとした事業の改善を図り、安定的な操業の実施に努める。また、本事業は5年間の事業（補助事業期間は3年）とされており、補助事業期後の2年間も引き続き事業の目的に沿った活動を要請されており、事業目的が達成されるように取り組む。

(2) 燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国で基金を作り、燃油が基準価格を超えた場合に超過部分について補填するセーフティネット事業が継続されており、当協会会員船の参加を引き続き支援する。2014年途中から追加された緊急特別対策を含め、引き続き燃油高騰に関する支援が着実に受けられるようにする。さらには、他の団体との協力も視野に、当協会の広域浜プランを策定し、省燃油活動支援事業が漁業経営改善に繋がるよう支援を行う。

(3) 資源管理計画を策定・実施することを条件に、漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぶらす」等、漁業所得補償対策の実施を継続するとともに、これまで共済に加入してこなかった漁船については、加入希望の有無、加入に障壁がある場合には、どうすれば加入できるか調査するなど、検討を進める。また、その加入条件となっている独自の資源管理計画策定・実施への支援、資源管理協議会への出席などを行う。

(4) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務委員会では、IMO（国際海事機関）関係の SOLAS 条約、MARPOL 条約などの情報の収集等を進めているが、ケープタウン条約採択、STCW-F の発効などに伴う国内法制度化に向けて業界の意見を反映させていくとともに当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのない

ように取り組む。

(5) 全国水産物輸入対策協議会の活動には、TPP 合意後の水産権益の確保を中心に EPA、WTO 等の諸問題に対応すべく、積極的に参加する。

(6) マルシップ管理委員会に出席し、昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(7) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外などの魚について市場開拓の活動を行う。

(8) 漁船員の深刻な不足が予想されるため、新規就労者の確保に向けて水産関係団体や海事関係団体などと協力し、抜本的な対策を検討する。

(9) 輸入割当管理については引き続き適切な運営を図る。

(8) (一社) 大日本水産会を事務局として立ち上げたマリン・エコ・ラベル・ジャパン (MEL ジャパン) の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与・協力する。

Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性について、引き続き広く一般の認識醸成に取組み、併せて、国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。